

2022年7月から受付開始（全学年）

返還不要の教育費

「鳥取県高校生等奨学給付金」しょうがくきゅうふきんのご案内

- ！ 奨学給付金には申請の対象となる世帯が2種類あります。
①低所得者世帯 ②新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯
- ！ 県内高校の低所得者世帯の場合、就学支援金(授業料支援)の支給の判定結果を基に奨学給付金の対象世帯へ学校からご案内します。**ただし、税額控除(住宅借入金、寄附金など)によって低所得者世帯に該当する世帯や、修正申告等により就学支援金の審査後に低所得者世帯に該当することになった世帯については、学校から案内を行うことができません。該当する世帯は学校へ申し出て申請してください。**
- ！ 申請方法は2通りあります。
①7月申請(2回目・年額給付) ②随時申請(家計急変世帯のみ)
※6月に一部早期給付を申請・受給した1年生は、「2回目」の申請となります。
※一部早期給付を受給していても、残りの金額を自動的にもらうことはできません。
また、課税状況によっては2回目の給付金が対象外となる場合があります。
- ！ 高校生等が複数いる世帯は、それぞれの在学する学校で申請ができます。

課税額の
確認方法は、
裏面 Q&A
参照



○給付金額(随時申請を除く)

所得割非課税相当の世帯		一部早期給付(A) 【6月募集分】	2回目(B) <7~3月分>	年額給付 (A+B)
全日制・定時制 (第1子)	国公立	28,525円	85,575円	114,100円
	私立	33,650円	100,950円	134,600円
全日制・定時制 (第2子以降)	国公立	35,925円	107,775円	143,700円
	私立	38,000円	114,000円	152,000円
通信制・専攻科	国公立	12,625円	37,875円	50,500円
	私立	13,025円	39,075円	52,100円

○スケジュール(目安) ※申請の時期や審査の進捗状況により、実際の給付時期は変動します。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2回目・年額給付		申請	審査			支給	

※県内高校分は学校単位で審査を行い、交付決定後に支給します。

○申請手続き

●県内の高校等に在学する高校生等のいる世帯

- ①申請書は在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロードしてください。
- ②各学校の定める日までに在学する学校へ申請書類を提出してください。

●県外の高校等に在学する高校生等のいる世帯

- ①申請書は県のホームページからダウンロードするか、県育英奨学室へ送付の依頼をしてください。
- ②令和4年7月29日(金)までに、県育英奨学室へ申請書類を提出してください。随時申請の場合は県育英奨学室へご相談ください。

《県ホームページ》

<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueisho/ugaku/>

○対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯です。

ただし、特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒並びに平成26年度より前に入学した者及び過去に高等学校等を卒業又は終了した者は除きます。

【低所得者世帯】

- ① 令和4年7月1日時点で令和4年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯又は生活保護の生業扶助受給世帯
- ② 親権者、未成年後見人等の保護者が鳥取県内に在住
- ③ 就学支援金支給対象である学校(高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等)に在学する高校生等がいる世帯

【コロナウィルス感染症による家計急変世帯】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者の収入が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」の世帯に相当すると認められる世帯
- ② 親権者、未成年後見人等の保護者が鳥取県内に在住
- ③ 就学支援金支給対象である学校(高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等)に在学する高校生等がいる世帯

↓対象となる収入の目安(急変後1年間の見込額)
(この表に該当しない場合はご相談ください)

道府県民税及び市町村民税所得割額の合算 額の見込みが非課税に相当する世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

○Q&A

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税かどうかは、何を見たらわかりますか？	毎年6月頃発行される市(町、村)県民税の納税通知書、特別徴収税額の決定・変更通知書のほか、市町村の発行する課税証明書や所得課税証明書、マイナポータル等で確認できます。源泉徴収票、所得証明書ではわかりません。
課税証明書の税額の欄が「*」になっていたのですが、どうしたらいいですか？	無職の方や控除対象配偶者の方は、税の申告義務はありませんが、給付金では税額の確認が必要です。課税証明書等で税額が出ない方は、市町村窓口で税の申告を行った後の課税証明書等を添付してください。また、未申告だと学校から案内できない可能性があるため、申請予定の方はご注意ください。
生活保護受給世帯の場合、奨学給付金は収入認定されますか？	福祉事務所において就学のために必要であると判断されれば収入認定から除外されます。担当の福祉事務所と相談のうえ、申請してください。
父が非課税、母は課税で、父がコロナの影響で退職しました。給付金の対象となりますか？	父だけでなく、母も「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する」状況でなければ給付金の対象になりません。
7月以降に家計が急変した場合、給付金は受けられませんか？	令和4年7月以降に家計急変した世帯の方は随時申請が可能です。ただし、申請の翌月1日を基準日として起算した月数分を給付します。
家計急変の給付金を申請した後再就職しましたが、何か手続きが必要ですか？	年収見込額に変更が生じた場合は、申請後であっても速やかに申し出てください。

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室

電話：0857-26-7541

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

